



2026年度（令和8年度）和歌山市立東中学校 校則

服装や頭髪の規定は中学校において、清潔感のある正式で公的な服装・頭髪・身だしなみで生活することを目的とする。

分類	校則の内容		
制服	年間を通じて、夏服・冬服を着用可能とする。各自で健康状態を考慮しながら制服の着用を判断すること。		
	学生服（標準服のもの）	セーラー服（標準服のもの）	ブレザー（和歌山市指定のもの）
	◆黒色の標準学生服とする。変形学生服は使用しない。 ◆裏地は無地。刺しゅうや絵柄のついたものは使用しない。 ◆上着のボタン（5個）、そで口のボタン（2個）は、学校指定のものをつける。	◆標準の紺色セーラー服とする。変形セーラー服は使用しない。 ◆えりには幅5mmの白線2本をつける。 ◆胸当てはなし、そで口5cmのカフスをつける。わきはしめない。 ◆つりバンドが必要な場合は使用してもよい。スカートの際の部分は折り込まない。	◆和歌山市で指定されたブレザーとする。変形したものは使用しない。 ◆下衣はスラックスかスカートのどちらかを選び着用する。
	冬服の中着について（学生服・セーラー服共通）		ブレザーの中着について
	◆白色（ボタン等も白色）のカッターシャツ（学生服）、Tシャツ、トレーナー、セーター、カーディガン、本校指定の体操服の夏上衣を使用してもよい。ただし、フード付きのものは禁止とする。 ◆色は、白・黒・紺・灰・茶・ベージュの無地またはワンポイント（こぶし大まで）とし、ワンポイントは制服の外から見えないものにする。 ◆ハイネック、タートルネックは使用してもよい。ただし、ネック部分が大きすぎるものは使用しない。 ◆中着の裾は制服から出ないように着用する。		◆無地で白色（ボタン等も白色）のえり付きシャツを着用する。型は、カッターシャツ、開きんシャツとする。色もの、ストライプ、特殊なものは使用しない。ブレザーを着ても寒い場合は中間着としてシャツの上にトレーナー、セーター、カーディガンを使用してもよい。色は、白・黒・紺・灰・茶・ベージュの無地またはワンポイント（こぶし大まで）とし、ワンポイントは制服の外から見えないものにする。ブレザーを着ない場合は夏服と同様にえり付きのシャツを着用する。ただし、ブレザーを着ても寒い場合中間着を着るということなので、その上から中間着は着用しない。 ◆シャツ裾は制服から出ないように着用する。
	◆白色（ボタン等も白色）のカッターシャツ（長そで、半そで）か、または白色の開きんシャツとする。色もの、しまもの、特殊なものは使用しない。 ◆シャツの裾はズボンの中に入れる。 ◆必ず中着を着用する。白色または黒色の肌着かTシャツで、無地またはワンポイント（こぶし大まで）のものとする。体操服の夏上衣は特別に中着として認める。	◆白色のセーラー服（長そで、半そで）とする。えりの線は黒色とする。 ◆その他、上衣、下衣共に冬服に準ずる。 ◆必ず中着を着用する。白色または黒色の肌着かTシャツで、無地またはワンポイント（こぶし大まで）のものとする。体操服の夏上衣は特別に中着として認める。	◆上衣は無地で白色（ボタン等も白色）のえり付きシャツとする。型は、カッターシャツ、開きんシャツとする。色もの、ストライプ、特殊なものは使用しない。 ◆シャツの裾は、スラックス・スカートの中に入れる。 ◆必ず中着を着用する。白色または黒色の肌着かTシャツで、無地またはワンポイント（こぶし大まで）のものとする。体操服の夏上衣は特別に中着として認める。
冬夏共通	◆必ずベルトを使用する。ベルトは単色で黒色か紺色、茶色のものを使用する。柄や飾りのついているもの、または穴が多いものは使用しない。	◆ネクタイは指定のものをつける。 ◆スカート丈はひざ頭がかくれる程度とする。	◆スラックスの場合は必ずベルトを着用する。ベルトは単色で黒色か紺色、茶色のものを使用する。柄や飾りのついているもの、または穴が多いものは使用しない。 ◆スカートの場合、その丈はひざ頭がかくれる程度とする。
頭髪	◆前髪は目にかからないようにする。長い場合はピンで止める。 ◆後髪は肩より長くなる場合はくくる。くくり方は華美にならないようする。（くくるゴムは黒色、紺色、茶色とする。ヘアピンはアメピンまたはスリーピンの黒色の標準型とする。） ◆染色、脱色、特異な髪型は不可とする。 ◆整髪料は使用しない。		
靴下	◆色は白・黒・紺・灰を基調とし、派手でないものとする。 ◆長さは、ハイソックスまでとする。 ◆ルーズソックスは使用しない。		
靴	◆白色、黒色、灰色、または紺色を基調とした運動靴とする。 ◆くるぶしが隠れない深さとする。		
かばん	◆学校指定のかばんを使用する。（落書きをしない。シールを貼らない。キーホルダー、缶バッチ、お守りなどは合わせて2個までとする。） ◆学校指定のかばんに荷物が入りきらない場合は、別のかばんを追加してもよい。（ただし、学校指定のカバンと同様の規定とする。）		
防寒具	◆登下校時の使用を認める。 ◆防寒着は派手でないものを使用する。高価なものは使用しない。上衣（前開きのものに限る）の裾の長さはお尻ぐらいまでとする。下衣はウィンドブレーカーなどの防風性のあるものが望ましい。下衣を着用するとき、スカートは登校後、下校前に履き替えること。 ◆防寒具として、マフラー、ネックウォーマー、手袋の使用を認める。 ◆授業のときは、座布団、ひざかけを使用してもよい。		
その他	◆化粧、または化粧に準ずる行為はしない。 ◆つめは常に清潔に保ち、マニキュア等はつけない。 ◆名札は、学校指定のものを左胸ポケットの上の方につける。 ◆ストッキング、タイツ、レギンスを使用する場合は、無地の黒色またはベージュ色とする。ただし、学生服・セーラー服、ブレザーを着用するときのみ使用可とする。（体操服登校可能期間は使用しない。） ◆装飾品（ピアス、イヤリング、ネックレス、ブレスレット、ミサンガ、カラーコンタクト、リボン等）は使用しない。 ◆携帯電話、スマートフォン、時計、音楽機器、雑誌、ゲーム、菓子類等、学校生活に不必要なものは持ってこない。 ◆通学については自転車誓約書に記載されている東中学校自転車通学生規則を守る。		